

逗子市障がい者福祉計画

骨子案

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国や県の動向

近年、障がい福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。障がいのある人の中には、高齢化や障がいの重度化・重複化が進む方も見られ、一人ひとりの特性や生活状況に応じた、切れ目のない支援がこれまで以上に求められるようになっていきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んだことにより、地域における見守りや相談の機会が制限される場面が生じるなど、障がいのある人やその家族を取り巻く環境にも変化が見られました。こうした複合的かつ多様化するニーズに対応しながら、障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、その時々状況に応じた障がい福祉施策を着実に展開していくことが求められています。

このような複合的な支援ニーズに対応できる、市町村の包括的な支援体制の整備を後押しするため、国においては、令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。さらに同年9月には、日常生活や社会生活を営むために継続的な医療的ケアが不可欠な児童を対象とする「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されるなど、医療的ケア児とその家族への支援を法制度として位置付ける動きが進められました。加えて、障害者総合支援法等についても、令和4年12月の改正により、地域生活を支える体制の充実や、多様なニーズへのきめ細かな支援などが盛り込まれ、令和6年度から順次施行されており、医療・福祉・雇用などの分野が連携し、障がいのある人や難病患者等が地域や職場で役割や生きがいを持ちながら、その人らしく暮らすことができる体制づくりが進められています。

あわせて、障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月1日から施行されました。これにより、行政機関だけでなく民間事業者においても、障がいの特性に応じた環境整備や配慮を行うことが求められており、国においては、相談を適切な窓口につなぐ「つなぐ窓口」の設置や、対応事例をデータベース化したポータルサイトの運用など、事業者や市民の理解促進に向けた取組が進められています。

神奈川県では、障がいのある人が障がいを理由に差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを築けるようにするとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが喜びや充実感を得られる地域共生社会の実現を図るため、令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行しました。また、令和6年3月には「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定し、当事者目線に立った施策の推進や、地域における理解促進の取組が進められています。

（２）本市の取組

本市においては、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を計画期間として一体的に策定してきた一方、障がい者福祉計画は計画期間６年として、これらと時期を合わせながら策定してきました。これまで、それぞれの計画期間にあわせて改定を重ねながら、障がいのある人やその家族と向き合い、障がい者施策及び障がい児施策の総合的な推進、並びに障害福祉サービス提供体制の整備・充実に取り組んできました。

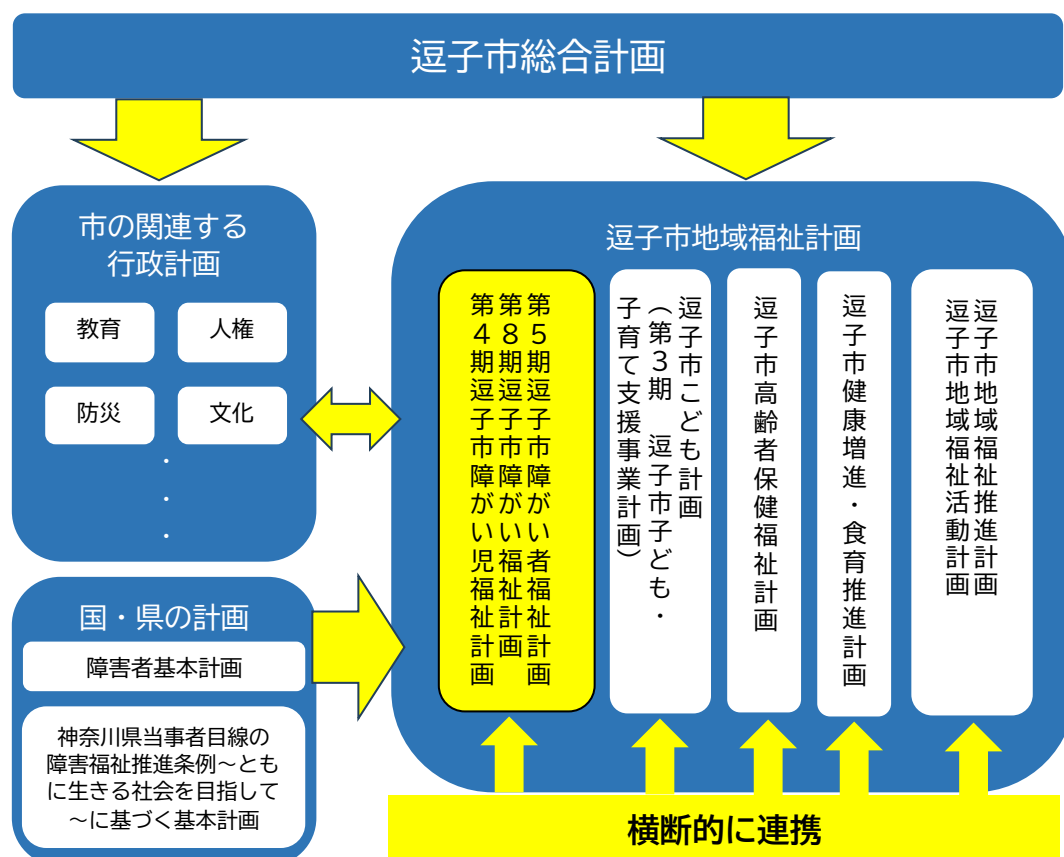
これらの計画が令和８年度をもって終了することから、今後も障がいのある人及び障がいのある子どもの地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくため、新たに「第５期逗子市障がい者福祉計画・第８期逗子市障がい福祉計画・第４期逗子市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の障がい者施策を総合的に位置付け、計画的に進めるための基本的な計画であり、市民や関係機関・団体、事業者、行政が、それぞれ自らの立場から積極的に関わり合いを推進するための指針となる計画です。また、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けており、障がいのある人の自立及び社会参加の支援や、共生社会の実現に向けた施策を、総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

本計画は、国の基本指針を踏まえ、障がいのある人及び障がいのある子どもが地域で安心して暮らすために必要となるサービス基盤の整備に関する成果目標を設定するとともに、各種障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量を定め、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。逗子市障がい福祉計画（第 8 期）は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、逗子市障がい児福祉計画（第 4 期）は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

これらの計画は、本市の最上位計画である「逗子市総合計画」の個別計画として策定するものであり、総合計画との整合性を保ちつつ、上位計画である逗子市地域福祉計画と相互に連携を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。また、国の「障害者基本計画」や神奈川県「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画などの関連計画とも整合・連携を図り、障がいのある人及び障がいのある子どもを支える施策の充実を図るものとしています。



3 計画の対象

国の基本指針においては、障害福祉サービスの対象者となる障がい者等は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人のほか、障がいのある子ども及び難病等の人としています。

本計画では、これら国の基本指針に示された対象者を踏まえつつ、障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、日常生活又は社会生活において何らかの制限や不自由な状態にある人だけでなく、障がいのない人や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とします。また令和9年度から令和11年度までの3か年を計画の期間とする「第8期障がい福祉計画」及び「第4期障がい児福祉計画」を含んでいます。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の新たな施策等に大幅な変更があった場合には、適宜必要な見直しを行うものとします。

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
逗子市総合計画 中期実施計画 (令和5～令和11年度)			逗子市総合計画 後期実施計画 (令和12～令和20年度)		
逗子市地域福祉計画（旧逗子市福祉プラン） (令和5～令和12年度)			逗子市地域福祉計画 (令和13～令和20年度)		
第5期逗子市障がい者福祉計画					
第8期逗子市障がい福祉計画 第4期逗子市障がい児福祉計画			第9期逗子市障がい福祉計画 第5期逗子市障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

※ヒアリング調査やパブリックコメントの実施概要の掲載を予定しています。

第2章 計画の推進

※「計画の推進体制」や「進行管理と評価」、「総合計画と相互連携」に関する内容の掲載を予定しています。

第3章 障がいのある人を取り巻く現状

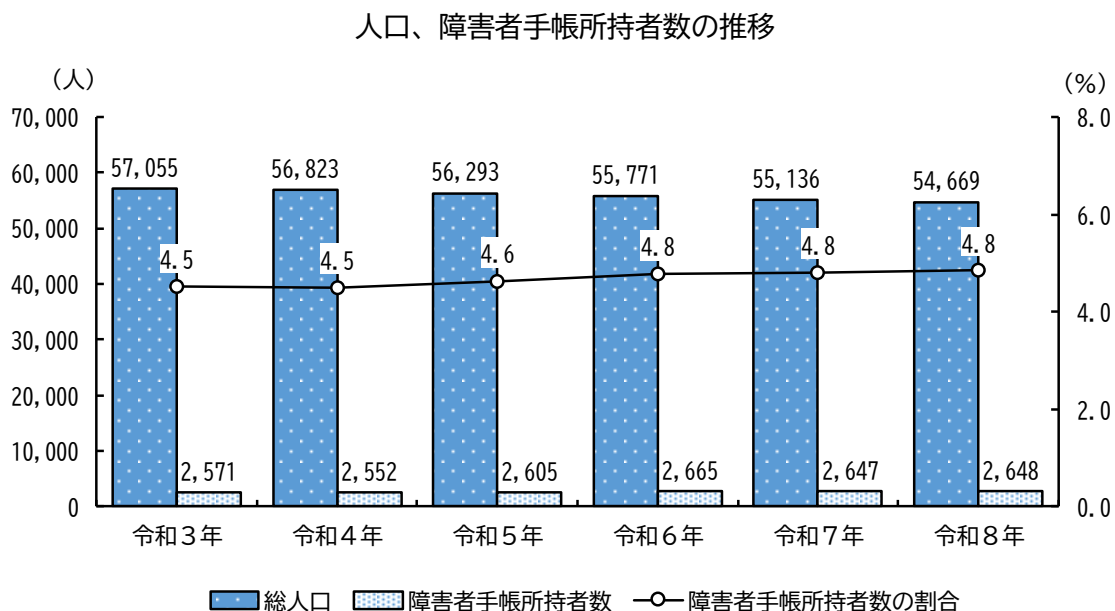
1 障がいのある人の現状

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

①人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和8年4月1日現在 54,669 人となっており、令和3年4月1日現在から 2,386 人減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和8年3月末現在 2,648 人で、総人口に占める割合は 4.8%と令和3年3月末現在から 0.3%増加しています。

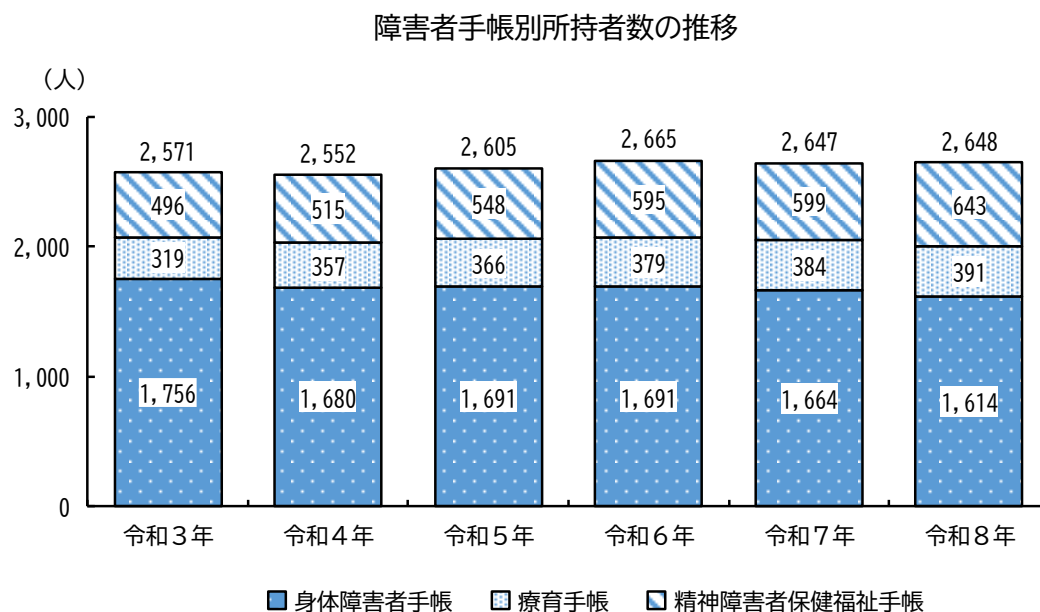


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月末現在）

②各障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和8年3月末現在で1,614人となっています。

また、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が見られ、令和8年3月末現在で療育手帳所持者数は391人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は643人となっています。



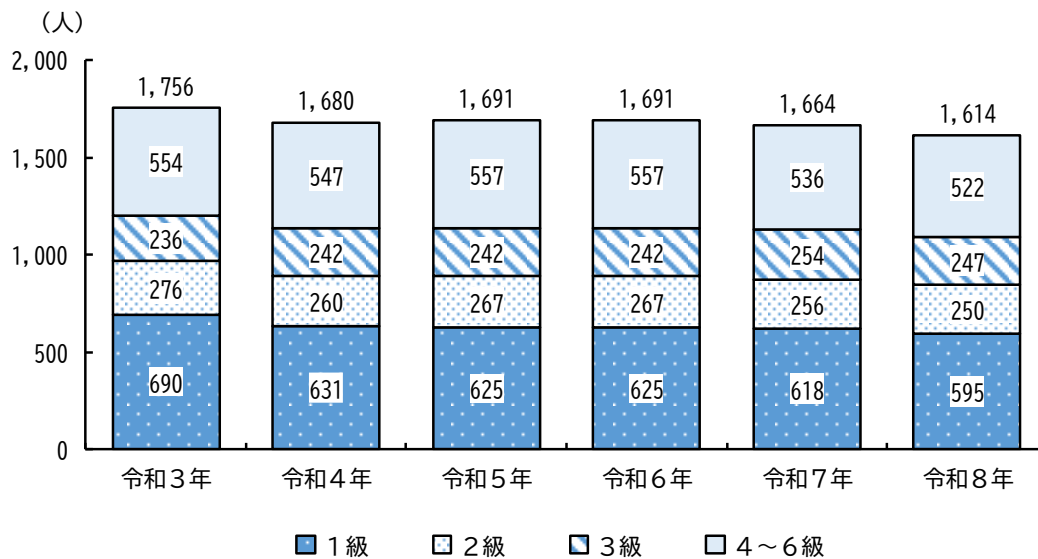
資料：庁内調べ（各年3月末現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、令和8年3月末現在では、1級の手帳所持者数が595人と最も多く、次いで4～6級の手帳所持者数で522人となっていますが、全体では減少傾向にあります。

令和8年3月末現在の内訳をみると、障がい別では肢体不自由が690人と最も多く、次いで内部障がいが604人となっています。年齢別では65～74歳が271人、75歳以上が915人と高齢者が7割以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数の等級別推移



資料：庁内調べ（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数（手帳等級・障がい別）

単位：人

項目	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	22	2	0	116	455	595
2級	47	36	1	152	14	250
3級	11	16	22	165	33	247
4～6級	47	106	10	257	102	522
合計	127	160	33	690	604	1,614

資料：庁内調べ（令和8年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数（年齢階層・障がい別）

単位：人

項目	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
0～17 歳	0	11	0	13	5	29
18～64 歳	26	34	7	207	125	399
65～74 歳	23	24	7	124	93	271
75 歳以上	78	91	19	346	381	915
合計	127	160	33	690	604	1,614

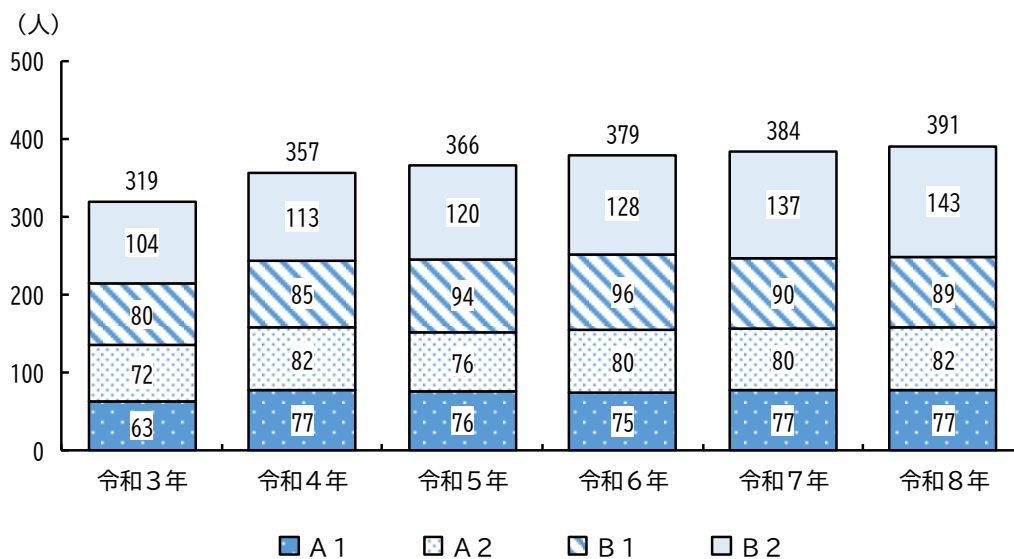
資料：庁内調べ（令和 8 年 3 月末現在）

（3）知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の程度別推移をみると、手帳所持者数全体では、令和 3 年 3 月末から年々増加しており、令和 8 年 3 月末現在で 391 人となっています。

令和 8 年度 3 月末現在の内訳をみると、年齢別では 20～64 歳が 242 人と最も多く、約 6 割を占めています。程度別でみると、軽度（B 2）が 143 人、中度（B 1）が 89 人、重度（A 2）が 82 人、最重度（A 1）が 77 人の順となっており、特に軽度（B 2）で年々増加している傾向が見られます。

療育手帳所持者数の程度別推移



資料：庁内調べ（各年 3 月末現在）

療育手帳所持者数（年齢階層・程度別）

単位：人

項目	A 1	A 2	B 1	B 2	合計
0～17 歳	15	20	18	63	116
18～64 歳	61	55	66	77	259
65～74 歳	0	4	5	2	11
75 歳以上	1	3	0	1	5
合計	77	82	89	143	391

資料：庁内調べ（令和 8 年 3 月末現在）

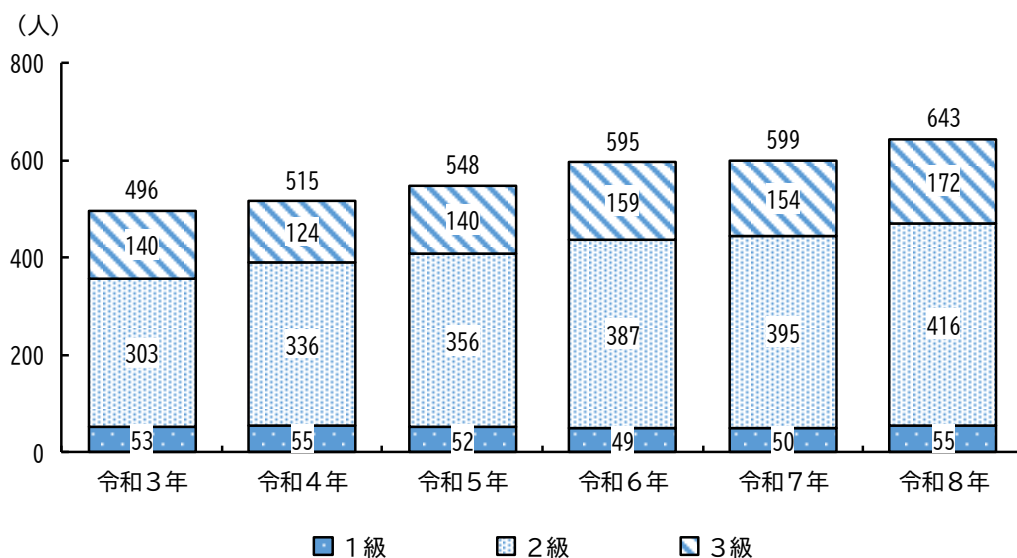
（４）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、令和 8 年 3 月末現在では、手帳所持者数全体で 643 人となっており、令和 3 年 3 月末から 147 人増加しています。また 2 級の手帳所持者数は 416 人と 6 割以上を占めています。

令和 8 年 3 月末現在の内訳をみると、18～64 歳が 545 人と 8 割以上で最も多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者数の推移をみると、令和 8 年 3 月末現在は 956 人となっており、令和 3 年 3 月末から横ばいで推移している傾向が見られます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



資料：庁内調べ（各年 3 月末現在）

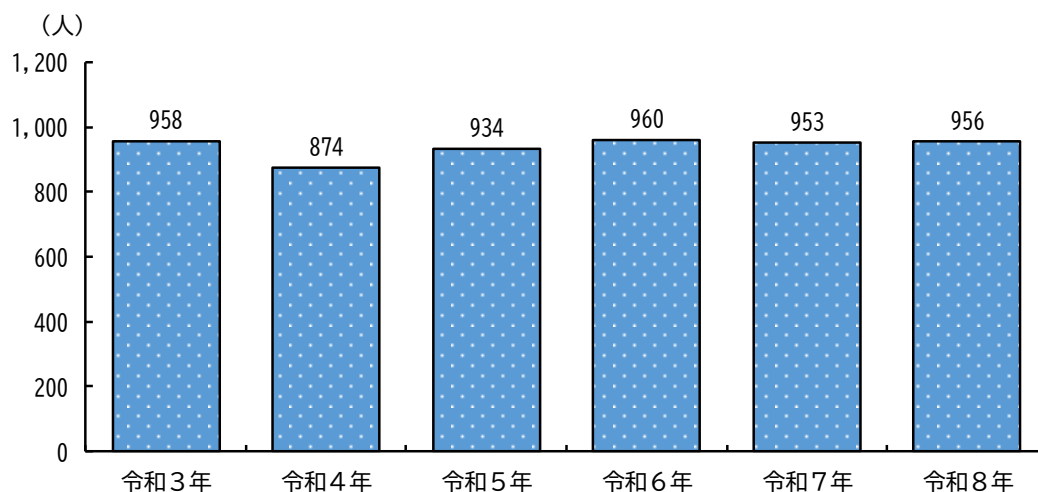
療育手帳所持者数（年齢階層・手帳判定別）

単位：人

項目	1 級	2 級	3 級	合計
0～17 歳	2	6	6	14
18～64 歳	43	350	152	545
64～74 歳	7	41	9	57
75 歳以上	3	19	5	27
合計	55	416	172	643

資料：庁内調べ（令和 8 年 3 月末現在）

自立支援医療（精神通院）制度の利用者数の推移



資料：庁内調べ（各年 3 月末現在）

※「1 障がいのある人の現状」では、他にも難病医療費等助成受給者数の状況についても掲載を予定しています。

※「1 障がいのある人の現状」の他に、「令和 7 年度アンケート調査の結果（抜粋）」や「障がい児支援の状況」、「今後の課題」の掲載を予定しています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、第4期計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、障がいのある人もない人も共に支え合いながら安心して暮らせるまちの実現を目指します。障がいのある人一人ひとりの尊厳と権利が尊重され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、その人らしい生活と社会参加が保障されることを目指し、誰もが地域の中で自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現を図ります。

ノーマライゼーション・・・地域で自分らしく生きるために
リハビリテーション・・・安心して納得できる生き方を求めて

2 計画の基本指針

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに加え、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的であると規定しています。

また、逗子市総合計画基本構想では、めざすべきまちの姿の一つとして「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を掲げ、その実現のための取組の方向の一つとして「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」を位置づけており、第4期逗子市障がい者福祉計画では、これを基本方針としてきました。

本計画でも、この基本方針を引き継ぎ、「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

障がい者が安心して
自分らしく暮らし続けられるまち

3 計画の施策体系

[基本方針]

[施策分野]

[施策項目]

障がい者が安心して

自分らしく暮らし続けられるまち

1
相談支援体制
の充実

- (1) 包括的・重層的な相談支援体制の整備
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

2
共生社会の
基盤づくり

- (1) 地域生活を支える住まいと支援体制の確保
- (2) アクセシビリティの向上
- (3) こころのバリアフリーの促進
- (4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進
- (5) 暮らしの安全と安心

3
障がいのある
子どもの支援
体制の充実

- (1) 子ども発達支援センターを中心とする療育等の充実
- (2) 障害特性等に応じたサービス提供体制の整備
- (3) インクルーシブ教育の推進

4
社会参加の
促進

- (1) 雇用・就労の促進
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 地域活動、文化、スポーツ活動等への参加

5
障害福祉サービス
等の充実

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 障害児通所支援の充実
- (3) 地域生活支援事業等の充実
- (4) 障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応
- (5) 事業者・人材の育成
- (6) 手話施策の推進

第5章 施策の展開

※各施策項目における「現状と課題」や実施する事業の内容、見込量等の掲載を予定しています。